

# まんが

## 改正公選法のポイント



山梨県選挙管理委員会  
市町村選挙管理委員会

## 県内各市町村の選挙管理委員会の電話番号

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
甲府市	0552(37)1161	市川大門町	0552(72)1101	明野村	0551(25)2311
富士吉田市	0555(22)1111	六郷町	0556(32)2111	須玉町	0551(42)2111
塩山市	0553(32)2111	下部町	0556(36)0011	高根町	0551(47)3111
都留市	0554(43)1111	増穂町	0556(22)3111	長坂町	0551(32)2111
山梨市	0553(22)1111	鯉沢町	0556(22)2151	大泉村	0551(38)2211
大月市	0554(22)2111	中富町	0556(42)2111	小淵沢町	0551(36)2111
韭崎市	0551(22)1111	早川町	0556(45)2511	白州町	0551(35)2121
春日居町	0553(26)3111	身延町	05566(2)1111	武川村	0551(26)2111
牧丘町	0553(35)3111	南部町	05566(4)3111	秋山村	0554(56)2111
三富村	0553(39)2121	富沢町	05566(6)2111	道志村	0554(52)2111
勝沼町	0553(44)1111	竜王町	0552(76)2111	西桂町	0555(25)2121
大和村	0553(48)2111	敷島町	0552(77)3111	忍野村	0555(84)3111
石和町	0552(62)4111	玉穂町	0552(73)2211	山中湖村	0555(62)1111
御坂町	0552(62)2271	昭和町	0552(75)2111	河口湖町	0555(72)1111
一宮町	0553(47)1111	田富町	0552(73)2111	勝山村	0555(83)2111
八代町	0552(65)2111	八田村	0552(85)0011	足和田村	0555(82)2311
境川村	0552(66)2111	白根町	0552(82)2126	鳴沢村	0555(85)2311
中道町	0552(66)3111	芦安村	0552(88)2111	上野原町	0554(62)3111
芦川村	0552(98)2111	若草町	0552(82)3100	小菅村	0428(87)0201
豊富村	0552(69)2211	櫛形町	0552(83)1111	丹波山村	0428(88)0211
上九一色村	0555(88)2111	甲西町	0552(82)3120		
三珠町	0552(72)1201	双葉町	0551(28)2211		

# まんが 改正公選法のポイント

- 金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保のために…… 2
- 政治家の寄附禁止 …………… 7
- 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止 …………… 17
- 後援団体の寄附の禁止 …………… 20
- 年賀状等のあいさつ状の禁止 …………… 23
- あいさつを目的とする有料広告の禁止 …………… 26



この  
マンガの  
目次です

- 改正公職選挙法の概要 …………… 28

ここも  
よく  
読んでね



## 金のかからない政治をめざして

なぜ、法改正が行われたのでしょうか……………

今回の公職選挙法の改正は、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するために行われたものです。

改正の主な内容は、

- 政治家の寄附禁止及び政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止についての罰則の強化
- 時候のあいさつ状の禁止
- あいさつを目的とする有料広告の禁止
- 後援団体の寄附禁止の強化

となっております。

この冊子は、これらの改正内容を「まんが」でわかりやすく解説したものです。

政治家の皆さんも、有権者の皆さんも、改正の趣旨を十分ご理解いただき、金のかからない政治にご協力いただきますようお願いいたします。

金のかからない政治のために  
寄附禁止のルールを守りましょう。

# 金のかからない政治の実現と 選挙の公正の確保のために



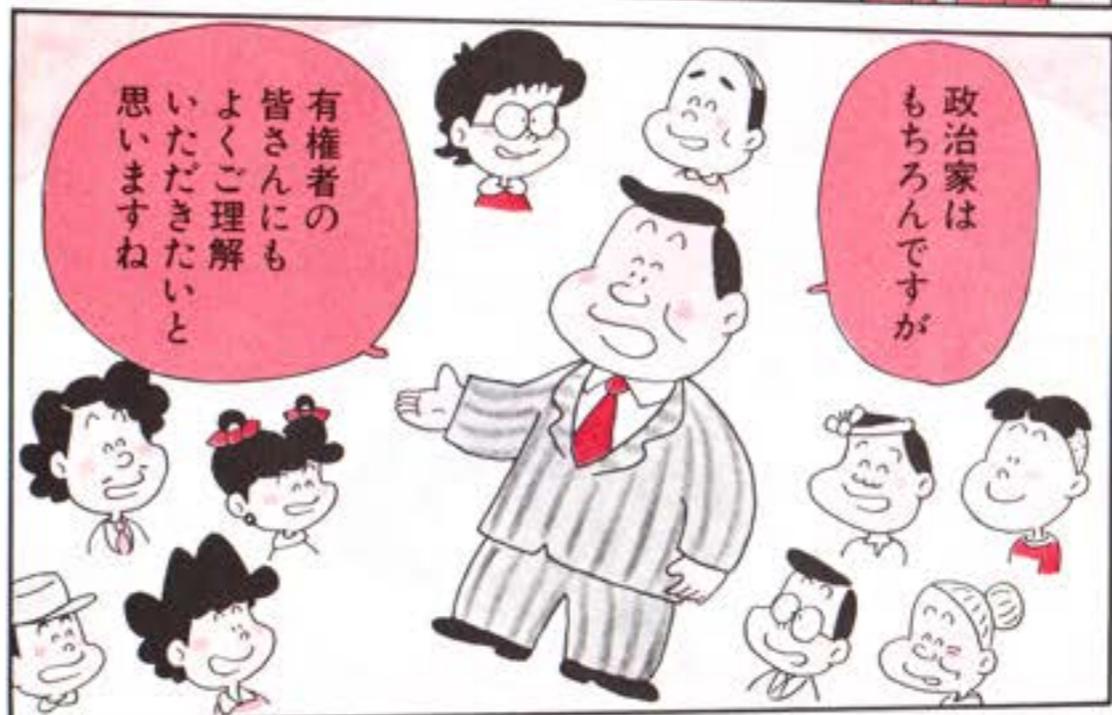
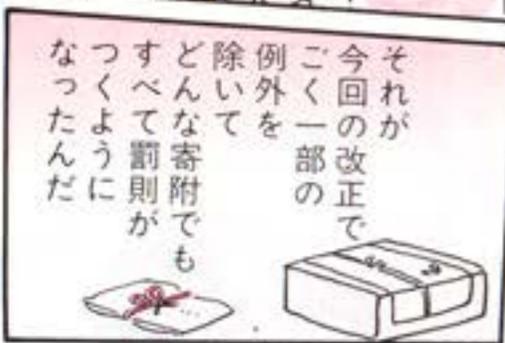
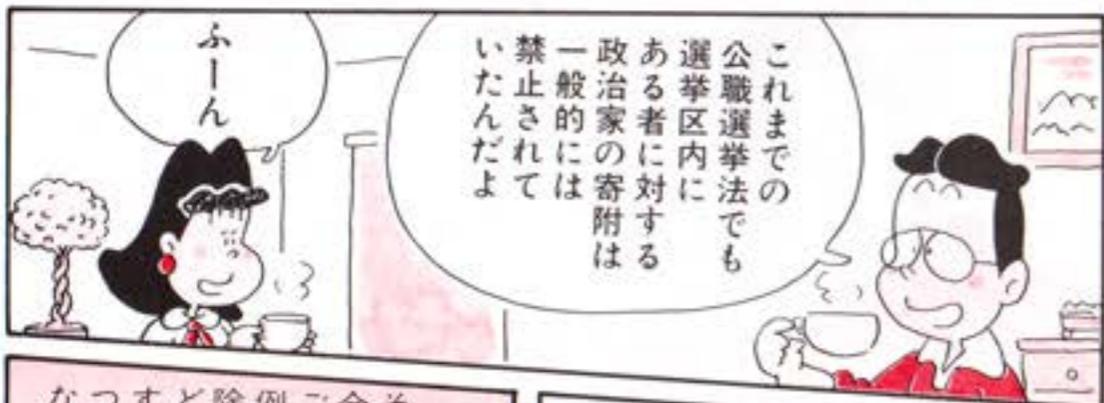
選挙はわたしたちが  
政治に参加するための  
一番身近で大切な  
手段です

- 衆議院議員選挙
- 参議院議員選挙
- 都道府県議会議員選挙
- 都道府県知事選挙
- 市区町村議会議員選挙
- 市区町村長選挙

一口に  
選挙と  
いっても  
いろいろ  
ありますが

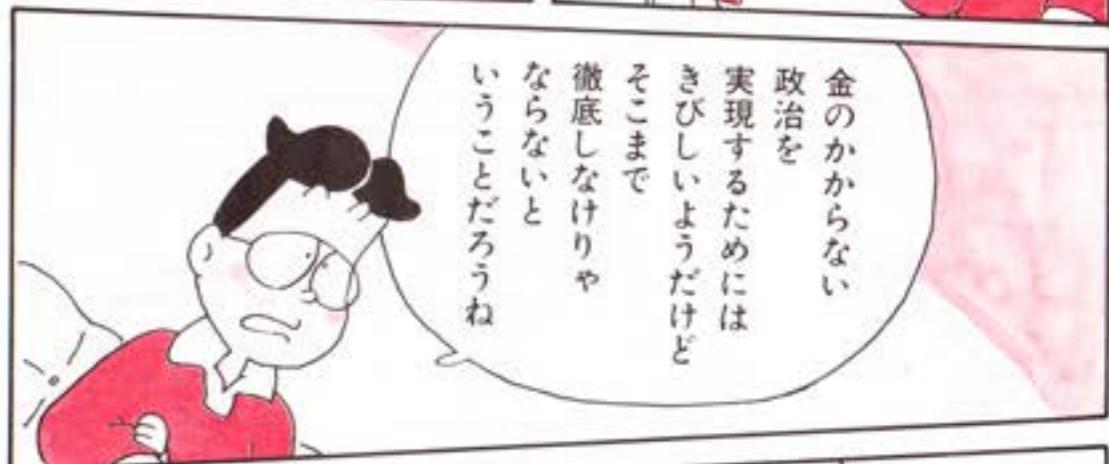








会費制でない会合に招待された場合に  
実費程度の金銭であっても置いて帰ることは禁止されています





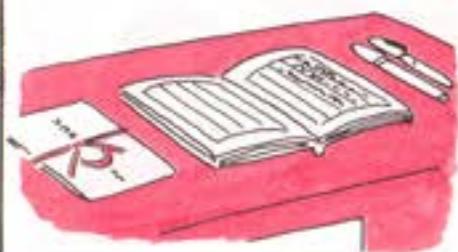
# お通夜



葬式や通夜において  
政治家本人が  
出席して出す香典は  
罰則の対象には  
なりません  
金銭以外は罰則の対象となります



結婚披露宴に  
政治家本人が出席して出す  
結婚の祝儀は  
罰則の対象にはなりません  
事前に届けることは  
罰則の対象となります

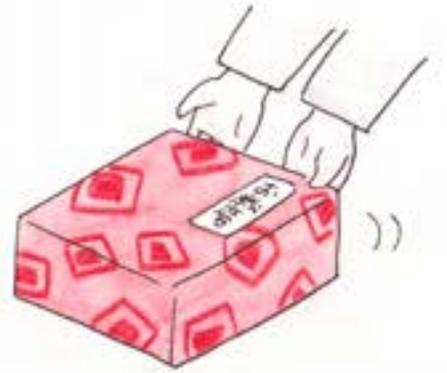




花輪を  
贈ることも  
禁止されています



お歳暮やお中元を  
贈ることは  
禁止されています



# 政治家に対する 寄附の勧誘・ 要求の禁止



祭りの寄附を  
することも  
禁止されています





政治家に  
祭りの寄附を  
要求することも  
禁止されています



頼まねば断わねず



政治家に寄附を  
勧誘・要求することは  
禁止されています



# 故人の望み



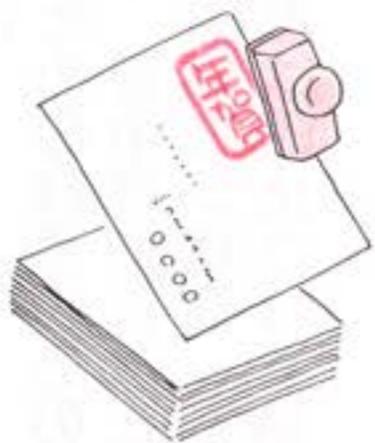
後援団体が  
花輪 香典を  
出すことは  
禁じられています



# 後援団体の 寄附の禁止



# 年賀状等の あいさつ状の禁止



後援団体が  
町内の運動会などに  
お祝いを出すことは  
禁じられています



政治家は  
答礼のための自筆のものを除いて  
年賀状 暑中見舞状など  
時候のあいさつ状を  
出すことは禁止されています



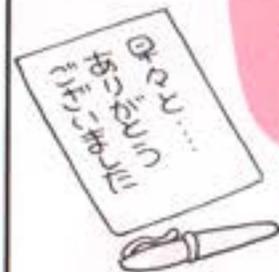
こんな  
あいさつ状や  
通信は禁止  
されています

OK

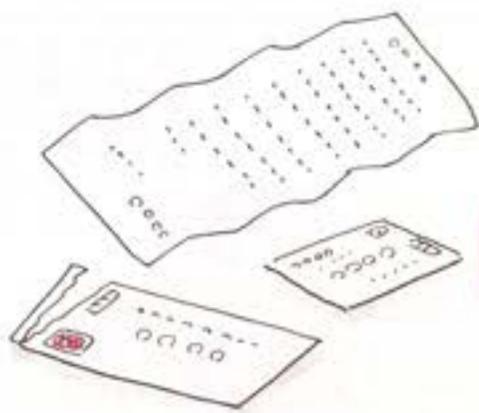
弔電や  
各種大会への祝電



答礼のための  
自筆の  
あいさつ状



国政報告や  
議会報告などの  
政治活動に  
使われる文書

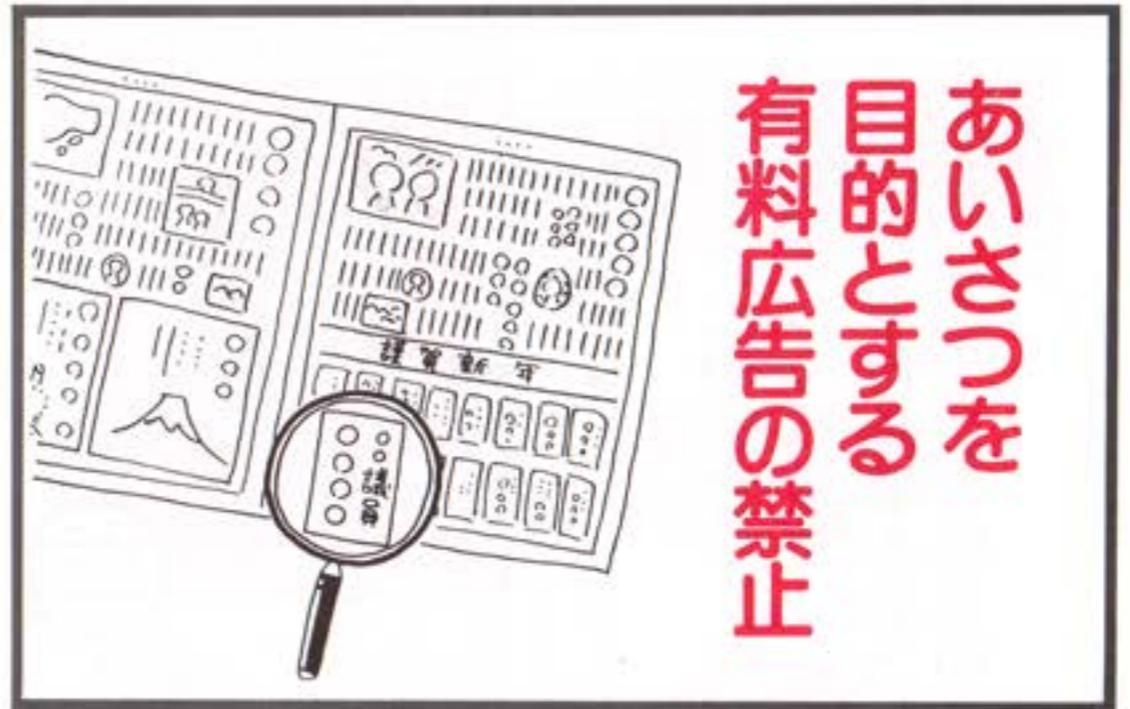


選挙区内にある者  
以外へのあいさつ状





禁止されるあいさつ広告としては  
各種大会の祝い 災害見舞  
母校の野球大会出場の激励  
なども含まれます



# 改正公職選挙法の概要

改正公職選挙法は平成2年2月1日から  
実施されています

## 1 政治家の寄附禁止

政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
  - ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- （①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。）

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

※ 政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

## 2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。



## 3 後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

# 4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されます。

# 5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

# 6

## 公民権の停止

1、2、3及び5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

## 寄附禁止のルールを守って 金のかからない政治を 実現しましょう



この冊子に関するお問い合わせ、あるいは選挙に関するお問い合わせは次の県及び最寄りの各市町村選挙管理委員会におたずね下さい。

電話番号は代表番号ですのでお問い合わせについては選挙管理委員会をお願いします。

## 山梨県選挙管理委員会

事務局名	所在地	管轄	電話番号
県事務局	甲府市丸の内 1-6-1 県庁内	県内全域	0552-37-1111
峡中地方事務局	甲府市丸の内 1-6-1 北別館 5階	甲府市 中巨摩郡	0552-37-1912
東山梨地方事務局	山梨市小原西 843-4 東山梨合同庁舎内	塩山市 山梨市 東山梨郡	0553-22-2311
東八代地方事務局	東八代郡石和町 広瀬785 東八代合同庁舎内	東八代郡	0552-62-3111
西八代地方事務局	西八代郡市川大門町 高田字大正111-1 西八代合同庁舎内	西八代郡	0552-72-1221
南巨摩地方事務局	南巨摩郡鯉沢町 771-2 南巨摩合同庁舎内	南巨摩郡	0556-22-1111
北巨摩地方事務局	韮崎市本町 1-13-20 北巨摩合同庁舎内	韮崎市 北巨摩郡	0551-22-2111
南都留地方事務局	都留市田原 3-3-3 南都留合同庁舎内	富士吉田市 都留市 南都留郡	0554-43-1511
北都留地方事務局	大月市大月町 花咲1608-3 北都留合同庁舎内	大月市 北都留郡	0554-22-1481

### まんが 改正公選法のポイント

企画制作 株式会社 きょうせい  
漫画 田代しんたろう  
制作協力 有限会社 フロッシュ